

第 2 3 期 第 6 回
和歌山海区漁業調整委員会
議 事 録

日 時 : 令和 8 年 3 月 1 8 日 (水)
午後 1 3 時 3 0 分から午後 1 4 時 4 5 分まで

場 所 : 和歌山市雑賀屋町 1 9
和歌山県薬剤師会館 4 階 大会議室

第 23 期第 6 回和歌山海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 : 令和 8 年 3 月 18 日 (水) 午後 1 時 30 分から
- 2 場 所 : 和歌山県薬剤師会館 4 階 大会議室
(和歌山市雑賀屋町 19)
- 3 議 題 :
 - (1) くろまぐろ、するめいか及びかたくちいわし瀬戸内海系群に関する令和 8 管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について (諮問)
 - (2) 和歌山県資源管理方針の変更について (諮問)
 - (3) 和歌山海区における区画漁業の免許について (諮問)
 - (4) 遊漁のまき餌船釣り等の禁止について (指示)
 - (5) ウミガメの採捕等について (指示)
 - (6) 漁業法第 90 条に基づく資源管理の状況等の報告について (報告)
 - (7) その他
- 4 出席者
 - (委 員)
片谷 匡、田伏英雄、吉田俊久、橘 智史、市川智司、澤田好史、藪 江津子
嶋田和紀、山本 薫、東 敏之、杉本武雄、堅田隆弘 (議席番号順)
 - (県)
島村資源管理課長、山内副課長、原田課長補佐兼漁業調整班長、堀木班長、
古川主任、小林主査、赤松主査、大槻副主査、内海主任、井川主査、南主任、
井手主任、木下主任
 - (海区委員会事務局)
島村事務局長、山田書記

5 議事内容

(午後 1 時 30 分 開会)

山田書記

定刻になりましたので、ただいまから第 23 期第 6 回和歌山海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、松村会長、田嶋委員、山口委員からご欠席の連絡をいただいておりますが、12 名の委員にご出席いただいております、過半数に達しておりますので、委員会規程第 6 条第 1 項の規定により、本日の委員会が成立していることをご報告いたします。

本日、松村会長が体調不良により欠席されておりますので、開会に当たりまして、片谷会長職務代理からご挨拶をお願いします。

片谷会長職務代理

皆様こんにちは。第 23 期第 6 回の委員会を開催するにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、公私何かとご多忙のところ、ご足労いただきまして、誠にありがとうございます。

また、資源管理課と振興局の皆様にもご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、最近の漁模様ですが、船びき網では年明けからシラスの水揚げがあり、近年は安定した漁獲となっていると聞いております。

底びき網ではモンゴウイカがまとまって水揚げされたり、紀南では、最近ではめずらしく大型のまぐろの水揚げもありました。

昨年、長く続いていた黒潮の大蛇行が終息したことで、本県の漁業に様々な影響があると考えますが、いずれにしましても、今年は、全ての漁業で好漁となることを期待いたします。

さて、本日の議題は、知事からの諮問事項が 3 件、委員会指示が 2 件、報告事項が 1 件、およびその他となっておりますので、よろしくお願いいたします。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

山田書記

ありがとうございました。それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

お送りさせていただいた資料としまして、まず、議事次第がございます。

続きまして、右上に資料 1 と書かれている「くろまぐろ、するめいか及びかたくちいわし瀬戸内海系群に関する令和 8 管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について」の資料がございます。こちらは両面刷りで 5 ページまでございます。

続きまして、右上に資料 2 と書かれている「和歌山県資源管理方針の変更について」の資料がございます。こちらは両面刷りで 32

ページまでございます。

続きまして、資料3と書かれている「和歌山海区における区画漁業の免許について」の資料がございます。こちらは片面刷りで7ページまでございます。

続きまして、資料4と書かれている「遊漁のまき餌船釣り等の禁止について」の資料がございます。こちらは両面刷りで4ページまでございます。

続きまして、資料5と書かれている「ウミガメの採捕等について」の資料がございます。こちらは両面刷りで7ページまでございます。

続きまして、資料6と書かれている「漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告について」の資料がございます。こちらは10ページまでございます。

資料は以上ですが、皆様、おそろいでしょうか。

それでは、始めさせていただきます。委員会議事運営規程により、会長が議長を務めることとなっておりますが、本日、松村会長がご欠席でございますので委員会規程第4条の規定により、職務代理である片谷委員に議長をお願いいたします。

片谷議長

これより、議事に入ります。最初に本日の議事録署名委員を指名させていただきます。

杉本委員、堅田委員にお願いします。

それでは、第1号議案「くろまぐろ、するめいか及びかたくちいわし瀬戸内海系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について」を上程します。

事務局から諮問文の朗読をお願いします。

山田書記

(諮問文の朗読)

片谷議長

本件につきましては、知事からの諮問事項ですので、県から説明をお願いします。

小林主査

議長。

片谷議長

どうぞ。

小林主査

それでは資源管理課から、知事管理漁獲可能量の設定について説明させていただきます。

なお、今回、対象となる特定水産資源は、「くろまぐろ」、「するめいか」、「かたくちいわし瀬戸内海系群」の3つの資源でございます

赤松主査

が、「くろまぐろ」と「するめいか」・「かたくちいわし瀬戸内海系群」を分けて説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、くろまぐろに関する令和 8 管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について説明させていただきます。

お手元の資料 1 の 2 ページを御覧ください。

まず 1 に、農林水産大臣から本県へ配分された漁獲可能量を記載しています。

今回対象となるのは、くろまぐろ小型魚、くろまぐろ大型魚であり、表のとおり、くろまぐろ小型魚は 42.5 トン、くろまぐろ大型魚は 54.3 トンの数量が配分され、令和 7 管理年度と同じ数量となっています。

令和 8 管理年度は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとなっています。

続きまして、2 の「知事管理区分への配分」を御覧ください。大臣から配分された数量を、各知事管理区分に再配分する必要がありますが、(1) にその配分ルールを記載しています。県資源管理方針において、くろまぐろ小型魚の場合は、「おおむね 9 割を平成 22 年 1 月 1 日から平成 24 年 12 月 31 日までの漁獲実績に応じて、それぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね 1 割を本県の留保とする」、くろまぐろ大型魚の場合は、「おおむね 9 割を平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの漁獲実績に応じて、それぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね 1 割を本県の留保とする」、このルールに基づいた配分案を下の (2) の表に載せています。

くろまぐろ小型魚については、知事管理区分である定置漁業と漁船漁業等の漁獲実績に応じて按分し、定置漁業に 15.2 トン、漁船漁業等に 23.0 トンを配分の上、4.3 トンを県の留保とします。

くろまぐろ大型魚についても、同様に按分し、定置漁業に 30.4 トン、漁船漁業等に 18.4 トンを配分の上、5.5 トンを県の留保とします。

最後に、参考資料になりますが、3 ページを御覧ください。

こちらは、令和 2 年漁期以降の漁獲実績をまとめたもので、近年の漁獲量は、御覧のような数量になっています。

以上がくろまぐろ知事管理漁獲可能量設定についての説明となります。

小林主査

つづきまして、私の方から、「するめいか」と「かたくちいわし瀬戸内海系群」についてご説明いたします。

まず初めに、本県においてするめいかは、主に定置網漁業や小型するめいか釣り漁業により漁獲されています。このうち、小型する

めいか釣り漁業とは、5トン以上30トン未満の動力漁船で釣りによってするめいかを漁獲する漁業であり、こちらは農林水産大臣への届出が必要な漁業であることから、TAC管理においても大臣管理となっております。つきましては、本日ご説明する知事管理漁獲可能量の対象とはなっておりませんでして、対象となるのは、主に熊野灘で冬季に定置網漁業によって漁獲されるするめいかなどになります。

また、かたくちいわし瀬戸内海系群については、紀伊水道内で漁獲されるものが対象となり、主に日高郡由良町地先の小型定置網で漁獲されるかたくちいわしが対象となります。

本日はくろまぐろに加え、これら2つの資源の令和8管理年度に関する知事管理漁獲可能量の設定についても、ご審議いただきたいと思っております。

それでは、4ページをご覧ください。

1に「農林水産大臣から本県に配分された漁獲可能量」を記載していますが、するめいかは「現行水準」とされており、目安数量が102トンと提示されています。また、かたくちいわし瀬戸内海系群については、ステップアップ管理対象資源のステップ1であることから、「44,000トンの内数」とされており、目安数量はありません。なお、これらの資源の令和8管理年度は、くろまぐろと同様に令和8年4月から令和9年3月までとなっております。

続きまして、2の「各資源の知事管理漁獲可能量の設定」をご覧ください。

まず、(1)知事管理区分への配分について、ご説明します。

こちらは、農林水産大臣から本県へ配分された各資源の漁獲可能量を、本県の知事管理区分へどのように分配するか、ということですが、くろまぐろと同様に、県資源管理方針に定めた配分の基準に即して行うことになります。

この配分ルールに従いますと、するめいかでは、別紙1―6に基づき、全量を和歌山県するめいか漁業区分に配分し、かたくちいわし瀬戸内海系群では、別紙1―9に基づき、全量を和歌山県かたくちいわし瀬戸内海漁業区分に配分することとなり、どちらの資源も大臣から配分された漁獲可能量の全量を各資源の単一の管理区分にそのまま配分することになります。

次に、(2)知事管理漁獲可能量の設定案についてです。

只今ご説明しました知事管理区分への配分の基準に従いまして、各資源の知事管理漁獲可能量は、するめいかは「現行水準」、かたくちいわし瀬戸内海系群が「44,000トンの内数」に設定する案としております。

なお、するめいかについては知事管理区分が1つだけであること、かたくちいわし瀬戸内海系群についてはステップアップ管理対象資源のステップ1であることから、県の留保枠は設定しないことといたします。

また、各資源の管理方法について、4ページの下部に記載しております。「現行水準」の管理方法についても、ステップアップ管理対象資源の管理方法についても、本委員会において何度かご説明させていただいておりますので、本日は説明を割愛させていただきますが、1点だけ補足させていただければと思います。ステップアップ管理対象資源の管理方法の〈ステップ1〉と記載した箇所をご覧ください。かたくちいわし瀬戸内海系群につきましては、令和7管理年度からステップ1としてTAC管理が開始された資源であり、ステップ1からは1年後にステップ2への移行が想定されています。しかし、本資源については、令和7管理年度中に、TAC管理の本格導入に向けた課題の整理が十分になされなかったことから、令和8管理年度もステップ1が継続することとされております。

最後に、5ページをご覧ください。

こちらは、直近5管理年度のするめいかとかたくちいわし瀬戸内海系群の漁獲実績などを整理した表であり、参考情報としてお示ししております。お時間のある時にご参照いただければと思います。以上で、くろまぐろ、するめいか及びかたくちいわし瀬戸内海系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の設定についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

片谷議長

ありがとうございました。

ただいま、第1号議案について、説明がございましたが、ご意見・ご質問等はございませんか。

杉本委員

議長。

片谷議長

どうぞ。

杉本委員

以前から言っているが、くろまぐろの資源管理について枠管理のない以前のような状態に戻してはどうかと思うくらい小型も大型も増えている。

最近も10トンの増枠があったものの2日間で獲りきってしまった。もう少し日数がかかると思っていた。

黒潮が接岸したもののカツオはあまり獲れておらず、燃料代の負

担もあり、くろまぐろが獲れないと厳しい。

県も努力して枠を増やしてくれていると思うが、他県のはえ縄でもたくさん獲れている事例を聴いている。

すさみの知り合いの漁業者もくろまぐろ目的ではほとんど漁に出られていない。

漁業者としてはくろまぐろの管理を以前のように戻してもらいたい。難しいとは思いますが県からも国に言い続けてほしい。

原田班長

議長。

片谷議長

どうぞ。

原田班長

くろまぐろは国際的な枠組みの中で漁獲可能量が決められており、更新に伴い少しずつ可能量が増えてはいるものの、急には増えない部分もあります。

全国的な会議でもくろまぐろは増えているということで水産庁も国際的な会議の中で増枠するよう働きかけている現状ですので、そこに期待するしかないですが、県としても機会あるごとに漁業者からそういった意見があることを国のほうにも伝えてまいります。

漁獲が回復している今の状況からすると、少しずつ枠も増えていくとは思いますが、県としても漁期いっぱいまで他県から枠をもらうなど最大限努力しておりますので、その点をご理解いただいて応援していただきますようお願いいたします。

片谷議長

ほかに何かありませんか。

吉田委員

議長。

片谷議長

どうぞ。

吉田委員

私自身、今朝 150kg の一本釣りのくろまぐろを 1 本買ったが、魚を見る限り、まぐろが多すぎて餌がなくなっているように思う。魚体が業界でいうところの「らっきょ」状態、本来であれば 200 kg 程度なければおかしい大きさであるが、頭が大きくて身がやせている。

くろまぐろが増えすぎて餌がなくなれば再びまぐろもなくなるので、機会があれば水産庁にも提言いただければと思います。

片谷議長

ほかに何かありませんか。

(なしの声)

ないようですので、お諮りします。

第1号議案につきましては、諮問内容のとおり異議がない旨の回答をしてよろしいでしょうか。

また、事務手続きを進める上で生じる軽微な修正については、県に一任してよろしいか、併せてお伺いします。

異議ございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしとのことですので、そのように決定いたします。

続きまして第2号議案「和歌山県資源管理方針の変更について」を上程いたします。

事務局から諮問文の朗読をお願いします。

山田書記

(諮問文の朗読)

本件につきましては、知事からの諮問事項ですので、県から説明をお願いします。

赤松主査

議長。

片谷議長

どうぞ。

赤松主査

それでは資源管理課から、和歌山県資源管理方針の変更について説明させていただきます。

お手元の資料2の2ページを御覧ください。

まず、和歌山県資源管理方針とは、漁業法に基づき、国の資源管理基本方針に即して、本県の水産資源の管理に関する基本的事項を定めたものです。

また、県方針においては、個別の水産資源ごとの具体的な資源管理の方針について定めており、特定水産資源、いわゆる TAC 魚種については別紙1に、TAC 魚種以外の水産資源は別紙2又は別紙3において、それぞれ設定しています。

次に、今回の変更内容について、御説明します。

今回の変更は3点あります。

1点目は、県方針の「本文第6の1の漁獲量等の情報収集」についての変更です。

変更内容は、漁獲量等の報告に関する漁業法の条項を追記するものです。

変更理由につきましては、水産庁から、各都道府県の方針において、都道府県知事による農林水産大臣への漁獲量等の報告に関する条項（漁業第 26 条第 2 項）の追記を行うよう連絡があったことによる変更です。

2 点目は、「別紙 1-4 くろまぐろ小型魚」についての内容変更です。

変更内容は、漁獲量等の報告に係る期限に行政機関の休日を算入しないようにするものです。

変更理由につきましては、国方針が漁獲量等の報告に係る期限に行政機関の休日を算入しないようにしていることを踏まえ、県方針でも同様にするためのものです。

3 点目は、「別紙 1-5 くろまぐろ大型魚」についての内容変更です。

変更内容は、漁獲量等の報告に係る期限を、陸揚げした日から 3 日以内とし、行政機関の休日を算入しないようにするものです。

変更理由につきましては、行政機関の休日を算入しないようにするものについては、くろまぐろ小型魚と同じです。

漁獲量等の報告に係る期限を陸揚げした日から 3 日以内に変更することについては、背景を踏まえ、御説明させていただきます。

令和 4 年に、他県において TAC 管理の基礎となる漁獲量等の報告義務に違反したくろまぐろ大型魚が流通する事案が発生し、国内における再発防止や管理強化を図ることが急務となりました。

このため、特定水産資源のうち、国際的な枠組み等を勘案して特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものを「特別管理特定水産資源」として定め、個体の数及び船舶等の名称等の報告を義務付けるとともに、報告期限を陸揚げした日から 3 日以内にする等の法改正が行われ、農林水産省令において、くろまぐろ大型魚を「特別管理特定水産資源」として指定されました。

これらの改正を受け、国方針において、大臣管理区分のくろまぐろ大型魚における漁獲量等の報告期限が陸揚げした日から 3 日以内に変更されました。

これに伴い、今回、県方針においても、知事管理区分のくろまぐろ大型魚における漁獲量等の報告期限を陸揚げした日から 3 日以内に変更するものです。

なお、これらの変更は令和 8 管理年度が始まる令和 8 年 4 月 1 日から適用となります。

次の 3 ページから 5 ページは、県方針の新旧対照表となっており、

右側が変更前、左側が変更後の記載となっており、6 ページから 31 ページまでは、今回の変更内容を反映しました変更後の県方針の全文です。最後に 32 ページが漁業法の関係条項の抜粋です。お時間のあるときに御覧いただければと思います。

以上が和歌山県資源管理方針の変更についての説明となります。御審議のほどよろしくお願いします。

片谷議長

ありがとうございました。

ただいま、第 2 号議案について、説明がございましたが、ご意見・ご質問等はございませんか。

(なしの声)

片谷議長

ないようですので、お諮りします。

第 2 号議案につきましては、諮問内容のとおり異議がない旨の回答をしてよろしいでしょうか。

また、事務手続きを進める上で生じる軽微な修正については、県に一任してよろしいか、併せてお伺いします。

異議ございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしとのことですので、そのように決定いたします。

続きまして第 3 号議案「和歌山海区における区画漁業の免許について」を上程いたします。

事務局から諮問文の朗読をお願いします。

山田書記

(諮問文の朗読)

片谷議長

本件につきましては、知事からの諮問事項ですので、県から説明をお願いします。

原田班長

議長。

片谷議長

どうぞ。

原田班長

それでは、和歌山海区における区画漁業の免許についてご説明いたします。

県の漁場計画変更の告示により、免許の申請が県知事に提出されますと、県知事は海区漁業調整委員会の意見を聞かなければならないと漁業法第 70 条に規定されています。

資料 3 の 2 ページをご覧ください。

漁業の免許は、申請者が適格性を有する者でないとき、漁業の免許をしてはならないと漁業法第 71 条第 1 項第 1 号に規定されております。

適格性については、漁業法第 72 条に規定されており、個別漁業権と団体漁業権で規定が異なります。個別漁業権とは、漁業権を有する者自らがその内容の漁業を営むものをいい、団体漁業権とは、漁業協同組合が免許を受け組合員に行使させるものをいいます。

資料 3 の 4 ページ目をご覧ください。今回の申請では 619 号が漁業協同組合が免許を受け組合員に行使させる団体漁業権として 1 件、620～622 号が漁協自営で行う個別漁業権で 3 件となっております。

ではまず、ページが前後して申し訳ないですが、資料 3 の 2 ページ目に戻っていただき、まずは個別漁業権の免許における適格性を有する者について説明します。個別漁業権の適格性については、次の 4 項目のいずれにも該当しない者となっております。読み上げますと、

1. 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
 2. 暴力団員等であること。
 3. 法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。
 4. 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。
- これらのいずれにも該当しない者が適格性を有する者となります。

次に、団体漁業権の免許における適格性を有する者についてですが、2 ページの資料中段、団体漁業権の新規の区画漁業権、共同漁業権の部分について説明致します。

新規の区画漁業権の適格性を有する者は、当該団体漁業権の関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であって、その組合員のうち関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業（海面における漁業のうち総トン数二十トン以上の動力漁船を使用して行う漁業以外の漁業）を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるものとなっております。

では、3ページの「免許申請件数一覧表」をご覧ください。

今回の区画漁業の申請では、かき垂下式養殖業で漁場計画告示件数4件に対し4件の免許申請がありました。また、1件の漁場計画に対して複数の免許申請が出される競願はありませんでした。

次に、4ページに、漁業権免許番号ごとの申請者の「住所」「氏名又は名称」、「競願の有無」、「適格性」について記載しております。

また、5ページから7ページに、漁業権関連図として漁業権免許番号ごとの図を示しております。

なお、適格性を有する者の条件となる関係地区内に住所を有する者の世帯数のうち組合員である者の属する世帯数の割合は、すべての漁業権において10割となっており、3分の2以上という条件を満たしております。

それでは、申請のあったかき垂下式養殖業の区画漁業について個別に説明します。4ページをご覧ください。

まず、和区第619号：和歌浦漁業協同組合で団体漁業権、次に和区第620号から第622号の3件：堅田漁業協同組合で個別漁業権、合計4件で全て新規漁業権となっております。

以上が区画漁業の免許申請4件についての説明でございますが

県といたしましてはいずれも適格性を有しており、免許したいと考えております。

このことについてご意見等ないか、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

片谷議長

ありがとうございました。

ただいま、第3号議案について、説明がございましたが、ご意見・ご質問等はございませんか。

(なしの声)

ないようですので、お諮りします。

第3号議案につきましては、特に異議等、意見ない旨の回答をしてよろしいでしょうか。

また、事務手続きを進める上で生じる軽微な修正については、県に一任してよろしいか、併せてお伺いします。

異議ございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしとのことですので、そのように決定いたします。
続きまして第４号議案「遊漁のまき餌船釣り等の禁止について」
を上程いたします。
事務局から説明をお願いします。

それでは、資料４をご覧ください。まず、この委員会指示発出の経緯を説明いたします。この委員会指示は、水産庁からの指導により、平成２１年に和歌山県漁業調整規則が改正され、遊漁者によるまき餌釣りの禁止が解除された際、遊漁でまき餌釣りをされると漁業に悪影響が懸念される一部漁場において、区域と期間を定め、遊漁のまき餌船釣りを禁止するために発出したものでございます。

本日は、現行の委員会指示の有効期限が本年の４月２３日をもって満了することから、引き続き委員会指示を発出することについてご審議いただくものです。

それでは、１ページをご覧ください。これは、委員会指示本文の案でございます。内容は現行の指示から変わっておりません。朗読いたします。

(委員会指示案朗読)

また、本文の下に、別表として、漁場の位置、免許権者名、免許番号、関係漁協名、禁止区域、禁止期間の一覧表を掲げております。なお、別表のうち日高郡美浜町三尾地先及び西牟婁郡白浜町椿地先の禁止区域については、２ページ目に、それぞれ別掲１及び別掲２として、禁止区域の緯度経度を示してございます。

続きまして３ページをご覧ください。これらの禁止区域につきまして、図面で説明いたします。まず黄色で示しております①は、和歌山市加太地先の和共第１号共同漁業権漁場区域です。②は美浜町三尾地先の和共第２１号共同漁業権漁場区域の一部です。③は白浜町椿地先のそれぞれ半径５００ｍの区域です。②と③につきましては、４ページの上段と中段に、それぞれ拡大図と緯度経度を示してございます。３ページに戻っていただきまして、赤色で示しました④有田市逢井地先及び⑤串本町檜野地先から⑧的那智勝浦町宇久井地先までは、大型定置網の漁場です。これらの定置網については、４ページ下段の模式図のように、垣網の左右１００ｍが禁止区域となっております。

なお、本日のご審議に先立ち、関係漁協に意向を確認しましたところ、現行の委員会指示を継続してほしいとのご意見をいただいております。説明は以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

ます。

片谷議長

ただいま、第4号議案について説明がございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声)

ないようですので、お諮りします。第4号議案につきましては、原案どおり委員会指示を発出してよろしいでしょうか。また、今後、事務手続きを進める上で生じる軽微な修正については、事務局に一任してよろしいでしょうか、併せてお諮りします。

異議ございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしとのことですので、そのように決定いたします。

続きまして第5号議案「ウミガメの採捕等について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いします。

山田書記

それでは、資料5をご覧ください。まず、この委員会指示が発出された経緯を説明いたします。ウミガメ科の全種は、「絶滅の恐れのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」通称ワシントン条約において絶滅危惧種として記載されているため、商業目的の国際取引が原則禁止されています。

このため、従来、食習慣等のある地域に限って、種類と数に限度を設けた上で、委員会指示による承認制として採捕するよう国から指導がなされ、平成3年から委員会指示を発出しています。

本日は、現行の委員会指示の有効期限が本年の5月15日をもって満了することから、引き続き委員会指示を発出することについてご審議いただくものです。

それでは、1ページをご覧ください。これは、委員会指示本文の案でございます。内容は現行の指示から変わっておりません。朗読いたします。

(委員会指示案朗読)

続きまして、2ページをご覧ください。これは、本委員会指示に基

づく承認をするに当たっての事務手続を定めた事務取扱要領（案）でございます。また、3から7ページは、承認に必要な書類の様式を定めております。

こちらの取扱要領及び様式についても、現行から変更はありません。

なお、資料はございませんが、現行の委員会指示に基づく承認状況をご説明します。令和7年度は計20件を承認しており、内訳は、食習慣のある和歌山東漁協所属の漁業者に対する承認が18件、試験研究及び増殖目的の採捕として串本海中公園センター及びすさみ町立エビとカニの水族館に対する承認がそれぞれ1件ずつの計20件です。

また、採捕実績ですが、和歌山東漁協所属の漁業者については、採捕者それぞれがアカウミガメ1頭、串本海中公園センター及びすさみ町立エビとカニの水族館については、現在まだ採捕期間中であり、終了後速やかに報告をいただくことになっております。説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

片谷議長

ただいま、第5号議案について説明がございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声）

ないようですので、お諮りします。第5号議案につきましては、原案どおり委員会指示を発出し、事務取り扱い要領を定めてよろしいでしょうか。また、今後、事務手続を進める上で生じる軽微な修正については、事務局に一任してよろしいでしょうか、併せてお諮りします。

異議ございませんか。

（異議なしの声）

ありがとうございます。

異議なしとのことですので、そのように決定いたします。

続きまして第6号議案「漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告について」を上程いたします。

本件につきましては、知事からの報告事項ですので、県から説明をお願いします。

古川主任

議長。

片谷議長

どうぞ。

古川主任

令和7年度漁業権に係る資源管理の状況等の報告について説明します。

資料6の2ページをご覧ください。

まず「1 報告の義務化」についてです。

令和2年12月1日に改正漁業法が施行されたことに伴い、漁業権者の責務として、漁業権を有する者は、当該漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用するよう努めることが規定されました。そして、漁業権者は、1年に1回以上、資源管理の状況や漁場の活用状況等を知事に報告しなければならなくなりました。

また、知事は、報告を受けた事項について、意見を付して、1年に1回以上、海区漁業調整委員会に対し、必要な報告をすることとなりました。

次に「2 報告内容」ですが、資源管理に関する取組の実施状況と漁場の活用状況等です。

次に「3 報告対象期間」は、12月決算組合は、令和6年1月1日から令和6年12月31日まで、3月決算組合は、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで、6月決算組合は、令和6年7月1日から令和7年6月30日までとなります。

なお、関係法令の条文については、10ページに掲載しています。

今回、報告対象期間における海面の全ての漁業権の資源管理の状況等について取りまとめましたので、報告させていただきます。

それでは、「4 報告結果」をご覧ください。

まず、「(1) 資源管理に関する取組の実施状況」で、共同、定置及び区画の各漁業権ごとにまとめています。

①共同漁業権については、漁業権行使規則に規定される制限事項について遵守されるとともに、種苗放流など資源維持及び増殖等の取組が行われたほか、密漁監視、担い手対策及び体験学習等の取組が行われました。

②定置漁業権については、漁業権の免許内容を遵守した操業が行われるとともに、資源管理協定に基づく自主的な休漁措置が実施されたほか、クロマグロの漁獲可能量の遵守が徹底されました。

③区画漁業権については、漁業権行使規則に規定される制限事項について遵守されるとともに、漁場改善計画の遵守、魚病検査及び赤潮貝毒調査等の漁場の保全に関する取組が行われました。

次に、「(2) 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用状況」です。

全ての共同漁業権、全ての定置漁業権及び全ての区画漁業権につ

いて、漁場の活用状況が報告されました。

漁業権ごとの報告内容については、3 ページ以降の表に記載しています。

3 ページの表の右端の欄で「漁場の活用状況、組合員行使権の行使状況」について、活用されている場合は「○」、何らかの理由で使われていない場合は「△」としています。

なお、「△」の漁業権については、理由を括弧書きで記載しています。3 ページから 6 ページまでは共同漁業権で、資源回復等のため一部「△」となっています。6 ページの下の方は定置漁業権となっています。7 ページから 9 ページまでは区画漁業権で、種苗確保困難、漁場環境改善、経営判断及び避難漁場のため一部「△」となっています。「△」の漁業権については、表に記載のとおり漁場が使われていない合理的な理由が全て確認されています。

2 ページに戻っていただいて、一番下の「5 報告に係る事項に関する県の意見」をご覧ください。

以上の報告結果の内容から、必要事項について適切に報告が行われ、漁場について概ね適切かつ有効に活用されていると考えます。

以上で報告を終わります。

片谷議長

ありがとうございました。

ただいま、第 6 号議案について、説明がございましたが、ご意見・ご質問等はございませんか。

(なしの声)

ないようですので、第 7 号議案「その他」に移ります。
何かございますか。

島村課長

議長。

片谷議長

どうぞ。

島村課長

和共第 1 号共同漁業権漁場区域と小型機船底びき網漁業操業区域が重複している漁場における漁業調整について、加太漁協と有田箕島漁協の協定締結の状況等をご報告いたします。

前回の委員会におきまして、両漁協間で協定が締結される見通しとのご報告をいたしましたが、去る 1 月 27 日に、両漁協が県及び海区漁業調整委員会片谷会長職務代理立会いのもと協定を締結いたし

ました。

また、協定締結後の重複区域の状況でございますが、2月1日に有田箕島漁協所属の底びき網漁船1隻の操業が確認されたため、当該漁業者及び有田箕島漁協に対し、協定を遵守するよう指導を行っております。

県としましては、引き続き協定の遵守状況を確認するため、漁業取締船による巡回を行ってまいります。

片谷議長

ただいまの県からの報告についてご意見・ご質問等はございませんか。

市川委員

協定を締結してから4日後の違反である。操業した本人は協定のことを聞いていないとのことであった。どういうことか県から説明してもらいたい。

島村課長

取締船から当該船に注意し重複区域から出たが、聞き取りの結果、協定締結のことは聞いていないとのことでありました。

当日に県から有田箕島漁協の組合長に連絡し、本人に指導するよう要請、その後指導した旨確認しました。

本当に知らなかったか真偽はわからないが、指導の後、現在はその当該船も含め侵入しておりません。

市川委員

協定を締結するとき、有田箕島漁協の組合長からは、「十分指導しているし本人も侵入しないと言っている。」と言っていたが、沖では聞いていないと言っている。周知されていなかったか本人が嘘を言っているかは分からないが、こういうことをいつまでもやっていることがおかしい。取り締まるのではなく、委員会で意見を聴いて罰則を与える形にするほうが良いのではないか。

堅田委員

議長。

片谷議長

どうぞ。

堅田委員

市川委員と同じような思いです。以前委員会で提起した区画漁業権内でのプレジャーボートの関係も人が死んでいるのに取締ができていない状態。これも同じこと。

罰則をどのように設けるか、委員会に付託しながら県からももう少し具体的に説明できることが必要と思います。

漁業権に関する問題でこれからそういうことが多々あると思われ

ますが、後手にならないように、そういう問題が起こり得るであろうという観点で今後は方策を示してもえるようお願いします。

島村課長

議長。

片谷議長

どうぞ。

島村課長

ご指摘については受け止めてございます。

両漁協間で協定が締結されたことは非常に重いことであると認識してございます。

1件違反があったことは残念なことでありますが、前回の委員会で説明させていただいたとおり、こういうことが繰り返され、以前のように紛争が起こりそうであるときは、再度委員会指示を発出いただき、操業を禁止していく方針であると説明させていただきましたので、沖の状況を見ながら検討していきたいと考えてございます。

堅田委員

今後は、それをもう一步踏み込んで具体的に示していただきたいというのが私の意見です。

協定締結後4日で違反があったことやプレジャーボートの件も人が死んでいる。そのことに対する手立てを具体的に示していただければ、漁業者は安全・安心な操業ができないのでよろしくお願いします。

片谷議長

県のほうよろしくお願いします。

この件でほかに何かございませんか。

(なしの声)

ほかに、その他の議題で何かありませんか。

山田書記

議長。

片谷議長

どうぞ。

山田書記

火光を利用した遊漁の船釣りを禁止する委員会指示の検討状況について説明します。前回の委員会において火光を利用した遊漁の船釣りを禁止する委員会指示の発出について調査を行う旨、説明とご了承をいただいております。

全漁協に調査の結果、共同漁業権の区域の中で、自組合の漁業者

が漁業として集魚灯を利用した漁業を行っておらず、かつ地域外等の遊漁が集魚灯を利用した釣りの実態があり、漁業権漁業に影響が考えられると回答いただいた漁協のうち、委員会指示による火光を利用した遊漁の船釣りの禁止を要望した海域が 3 地区ございました。

具体的には加太の地先及び湯浅湾周辺、由良町地先の 3 海域で要望が出されています。

このうち、湯浅湾周辺や由良町地先の要望区域の中には複数漁協による共有免許がございますので、引き続き委員会指示の発出について調整を進めていきます。

スケジュールとしましては、これらの調整を進めつつ、次回の委員会までに調整のついた区域に対し、1 年間の期間で委員会指示を発出し、調整がついていない区域があれば、その後の更新に合わせ調整状況に応じて区域を追加していく方向で進めていきたいと考えております。

簡単ですが、火光利用に関する委員会指示について報告させていただきました。以上です。

片谷議長

ただいまの事務局からの報告についてご意見・ご質問等はございませんか。

(なしの声)

ほかに、その他の議題で何かありませんか。

ないようでございますので、本日予定していた議案については全て終了いたしました。これをもちまして第 23 期第 6 回の委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

(午後 2 時 45 分 閉会)